

現行計画の概要

1. 総論

- 障害者基本法に基づく「障がい者支援計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」を一体的に策定
- 障がい者支援計画は平成24～29年度の6年間の計画期間としており、平成27～29年度の3年間について中間見直し
- 障がい福祉計画は平成24～26年度の第3期計画の終了を受け、平成27～29年度の第4期計画を策定

障害者基本法の理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

基本方針

- (1) 個人としての尊重
- (2) 社会参加の機会の確保
- (3) 地域での自立生活の推進

計画推進にあたっての基本的な方策

- 1 生活支援のための地域づくり
- 2 ライフステージに沿った支援
- 3 多様なニーズに対応した支援
- 4 権利擁護の視点に立った取組の推進
- 5 支援の担い手の資質の向上
- 6 調査研究の推進

2. 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

□広報・啓発 □人権教育・福祉教育 □コミュニケーション・情報収集の支援 □地域での交流

第2章の1 地域での暮らしを支えるために

□サービス利用の支援 □相談、情報提供体制 □虐待防止 □障がい福祉サービス □障がい児支援 □スポーツ・文化活動

第2章の2 地域生活への移行

- I 入所施設利用者の地域移行
□地域移行支援 □地域定着支援 □施設入所への対応
- II 入院中の精神障がいのある人の地域移行
□精神科病院との連携 □地域活動支援センター等との連携
□精神科病院入院者への啓発 □家族及び地域住民への理解のための啓発 □地域保健医療と多職種チームとの連携

第3章 地域で学び・働くために

□就学前教育 □義務教育段階における教育 □後期中等教育段階における教育 □生涯学習や相談・支援 □教職員等の資質の向上
□就業の推進 □就業支援のための施策の展開 □福祉施設からの一般就労

第4章 住みよい環境づくりのために

□生活環境の整備 □移動手段の整備 □暮らしの場の確保 □防災・防犯対策

第5章 地域で安心して暮らすために

□総合的な保健、医療 □地域リハビリテーション・医療 □療育支援体制 □精神保健福祉活動、医療体制 □難病患者への支援

3. 障がい福祉計画

成果目標

- 1 入所施設利用者の地域移行
・平成29年度末までに238人を地域生活に移行等
- 2 入院中の精神障がいのある人の地域移行
・入院後3か月時点の退院率を64%に引き上げる等
- 3 福祉施設からの一般就労
・平成29年度中に福祉施設から一般就労に移行する人を680人とする等
- 4 地域生活支援拠点等の整備

主な障がい福祉サービスの見込量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス	月あたり利用者数	13,354人	14,673人	15,999人
	月あたり利用時間	531,340時間	586,547時間	631,419時間
通所系サービス	月あたり利用者数	11,674人	12,246人	12,829人
	月あたり利用日数	199,977日	207,327日	217,081日
居住系サービス	グループホーム	1,969人	2,139人	2,309人
	施設入所支援	1,405人	1,391人	1,361人

障がいのある方をとりまく現状とニーズの把握等

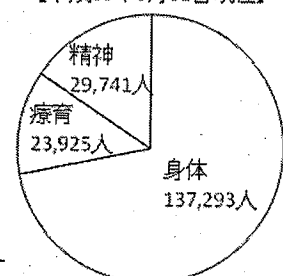
(障がい者等基礎調査の実施)

次期計画策定のための基礎資料として、障がいのある方の生活実態やニーズ等の把握するために、平成28年12月に調査を実施。

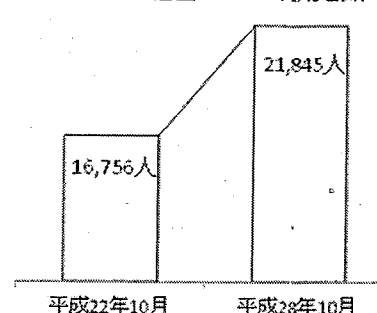
□本人・家族 □サービス事業者 □エルムおおさか等利用者
□高次脳機能障がい □施設入所者・管理者 □指定難病 □小児慢性

(現状)

本市障がい者手帳交付者数
【平成28年3月31日現在】



本市障がい福祉サービス利用者数



国の動向など

(主な法改正等)

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

- 新規サービスの創設（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援）
- 重度訪問介護の訪問先拡大
- 介護保険サービス利用者負担の軽減措置
- 保育所等訪問支援の対象拡大
- 医療的ケア児に対する支援（体制整備）
- 障がい児福祉計画の策定を義務化 など

障害者差別解消法の施行

- 差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を義務化

発達障害者支援法の改正

- 発達障がい者支援の一層の充実

大阪市こころを結ぶ手話言語条例

- 手話が言語であるという認識に基づき施策を推進

国の基本指針の見直し

- 地域における生活の維持・継続の推進
- 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 発達障がい者支援の一層の充実

(成果目標案)

- 1 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（整理・拡充）
- 3 福祉施設からの一般就労（拡充）
- 4 地域生活支援拠点等の整備（継続）
- 5 障がい児支援の提供体制の整備（新規）

次期計画について

- 障がい者支援計画・障がい福祉計画に加え、新たに策定が義務化される障がい児福祉計画についても一体的に策定。
- 計画期間について、障がい者支援計画は平成30～35年度の6年間、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は平成30～32年度の3年間。

次期計画の策定に向けて

- 障がいのある方をとりまく現状とニーズの把握
- 現行計画における進捗及び評価
- 国の動向などの状況の変化
 - 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正、大阪市こころを結ぶ手話言語条例の施行等を踏まえた取り組みの推進
 - 国の基本指針の見直し（新たな成果目標案）への対応

等を踏まえ、障がい当事者や学識経験者等で構成する「大阪市障がい者施策推進協議会」において審議を行い、平成29年度中に次期計画を策定する。

次期計画策定スケジュール（予定）

- 平成29年4～8月頃 ワーキング会議（計画素案の検討）
- 平成29年9～10月頃 障がい者施策推進協議会（計画素案の審議）
- 平成29年12月頃 パブリック・コメント実施
- 平成30年2～3月頃 障がい者施策推進協議会（計画案の審議）
- 平成30年3月 次期計画策定